

2026年3月30日

各 位

通関業務基本料金改定のご案内

株式会社二葉（代表取締役社長：鈴木英明）は、通関業務基本料金の改定を実施させていただくことといたしました。下記の通りご案内申し上げますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<改定の理由>

株式会社二葉は、冷蔵・冷凍貨物の通関を中心に、食品関連規制をはじめとする各種法令への対応など、専門性の高い通関サービスの提供に努めてまいりました。近年、EPA（経済連携協定）の拡充や国際取引の多様化に伴い、通関業務は高度化しており、あわせて輸入規制品目の拡大により関係法令に基づく諸手続や許認可に関わる付帯業務も増加しております。こうした環境変化への対応に必要な人材確保・育成や、物価高騰に伴う人件費の上昇などにより、サービス提供体制の維持に要するコストが継続的に増加しております。このような状況のもと、業務効率化および内部体制の最適化に努めてまいりましたが、自助努力だけでは現行の料金体系を維持することが困難な状況となっております。今後も安定かつ高品質なサービスを継続して提供するため、通関業務基本料金の改定を実施させていただきます。

<改定内容>

各種通関業務の改定基本料金につきましては、一律の改定ではございませんので詳細は添付「通関業務基本料金表」をご参照ください。
現行料金に対して、平均で約23%の引き上げとなる試算です。

<適用開始日>

2026年5月1日（金）の受託分より適用いたします。

以上

通関業務基本料金表

通関業者 株式会社二葉

令和8年5月1日実施

(単位:円)

No.	通関業務の種類	区分	単位	料金(円)	備考
①	輸出(積戻し)申告	申告納税	1件	14,800	
		少額貨物簡易通関扱	1件	10,800	
②	輸入申告	申告納税(一般通関扱)	1件	14,800	
		少額貨物簡易通関扱	1件	10,800	
		賦課課税(一般通関扱)	1件	13,100	
		少額貨物簡易通関扱	1件	9,800	
		保税蔵置場蔵出・総合保税地域総保出 (加工・製造・展示を除く)	1件	8,800	
		少額貨物簡易通関扱	1件	6,400	
③	保税蔵置場蔵入申請		1件	8,800	
④	保税工場移入申請		1件	8,800	
⑤	保税展示場蔵置等承認申請		1件	8,800	
⑥	総合保税地域総保入申請		1件	8,800	
⑦	輸入許可前貨物引取申請		1件	6,400	
⑧	船(機)用品積込申告		1件	6,400	
⑨	外国貨物運送申告		1件	5,100	
⑩	税関等検査立会業務受託手数料		1件	10,000	他の通関業者の手續に係る立会 (交通費は別途請求)
⑪	違約品等の再輸出又は廃棄に係る戻し税手續		1件	14,800	・検査及び減却立会費用含む (交通費は別途請求) ・特別な手数料を要する場合は別途相談
⑫	減却承認申請		1件	15,000	・減却に係る立会費用含む ・特別な手数料を要する場合は別途相談
⑬	事前教示照会	品目分類、関税評価、原産地規則、減免税・戻し税	1件	6,500	
⑭	見本一時持出許可申請		1件	3,000	
⑮	他法令に係る申請・届出	動物検疫	1件	6,500	輸出を含む
		植物検疫	1件	6,500	輸出を含む
		食品届出	1件	6,500	
		新規商品届出料	1件(種)	1,200	基本料金に加算
		検査手配料	1件	3,000	基本料金に加算
⑯	執務時間外申告・申請・届出	②税関申告 ⑮動物検疫申請・食品届	1件	5,000	※各基本料金に加算 ・執務時間外の依頼(平日) ・時間外動物検疫(平日) ・休日(土日祝)対応は別途相談
⑰	修正申告	輸入許可後に行うもので、輸入者の責に帰する場合	1件	6,500	2欄までを1件とみなし、2欄を超えるものは別途相談
⑱	更正の請求	輸入許可後に行うもので、輸入者の責に帰する場合	1件	8,000	検査費用は実費請求 (検査実施の場合)
⑲	割増料	①～⑩、⑬～⑮及び⑰⑱に定める料金の10割まで	1件	—	特別な手数料を要した場合に適用
⑳	割引料	①～⑱に応じて割引する場合あり	1件	—	貨物の特性・取引状況等による

【備考】

- ①～⑨の手續料金には、検査の立会い・免税申告書の作成・予備申告等の経常的手續を含みます。(検査費用は実費となります)
 - ①:3欄まで1件、超過分は5欄ごとに1件加算した件数とします。②～⑦:2欄まで1件、超過分は4欄ごとに1件加算した件数とします。
 - 保税工場移出輸入申告・総合保税地域総保出輸入申告(加工・製造・展示・使用に限る)は②の料金を適用します。
 - TIR条約に基づく積卸コンテナ一覧表の提出、及び通関手帳(ATAカルネ)による申告は少額貨物簡易通関扱の料金を適用します。
 - 輸出申告書・外国貨物船(機)用品積込申告書で運送申告書を兼用する場合、⑨の料金は請求しません。
 - 用紙代・通常交通費等は料金に含まれますが、開梱運搬費・遠隔地への交通費等の特別費用は実費を別途請求します。
 - ⑮新規商品届出料は、他業者で申請実績が無く、当社での申請が初めての場合は基本料金に加えて1種毎に料金を加算いたします。
 - ⑮検査手配料は、届出に伴う検査項目ごとに基本料金に加えて加算いたします。届出が伴わない場合は別途相談となります。
 - ⑲割増料は、申告書作成等で特別な手續(評価関係・品目分類・多欄申告の分割、マニュアル申告対応(NACCS非対応)等)を要した場合に適用します。
- (注)表(備考を含む)に記載のない手續等については、別途相談となります。